

75歳以上

の高齢ドライバーは、

認知機能が厳しくチェックされます！

平成29年3月12日施行

免許証更新時には…

1 「認知機能検査」で「認知症のおそれあり」と判定された人は、専門医の診断が義務づけられます

■現行制度では、免許証更新時の「認知機能検査」で、「認知症のおそれあり」を示す「第1分類」と判定されても、過去1年間に特定の違反行為をしていなければ、専門医の診断を受ける必要はありませんが、改正後は、「認知症のおそれあり」と判定された人全員が専門医の診断を受けなければなりません。



※75歳以上のドライバーが免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に「認知機能検査」と高齢者講習を受けなければならない。

※75歳以上は、更新期間満了日での年齢。

2 「認知機能検査」の結果により、高齢者講習の時間が延長されます

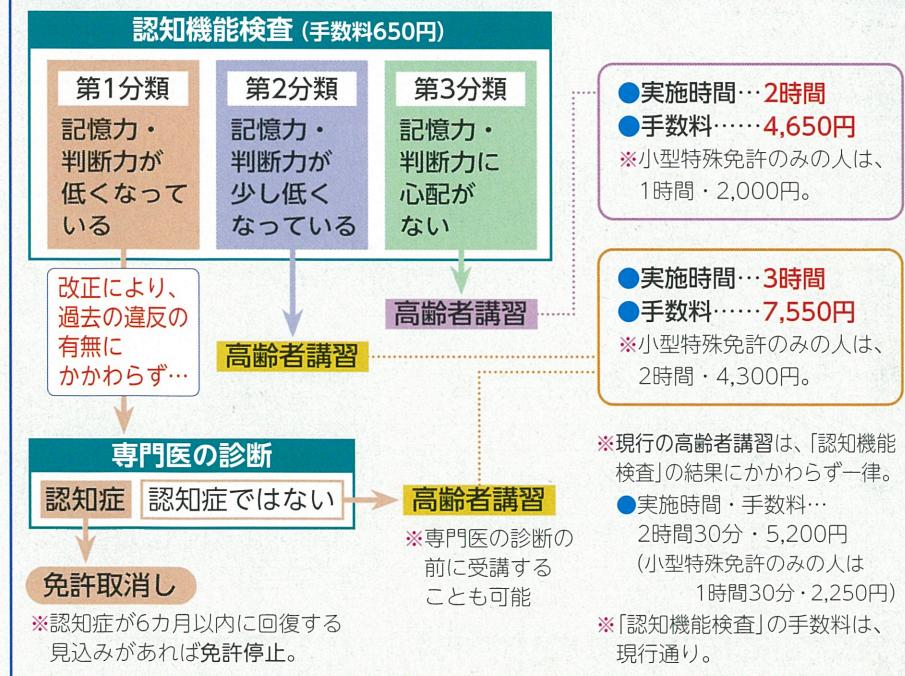
■「認知機能検査」で、「認知症」や「認知機能の低下」のおそれを示す「第1分類」「第2分類」と判定された場合、講習時間が長くなります。



※認知機能に心配がない「第3分類」の人は、講習時間が現行よりも短縮される。

※現行制度では、75歳以上のドライバーに対する高齢者講習の時間は一律。

免許証更新を控えた75歳以上のドライバーの手続き



参考 70歳以上75歳未満の人の高齢者講習は、時間が短縮されます

●実施時間・手数料…2時間・4,650円 (小型特殊免許のみの人は1時間・2,000円)

※現行の講習の実施時間・手数料は、3時間・5,600円 (小特のみは1時間30分・2,250円)

※70歳以上75歳未満は、更新期間満了日での年齢。

※70歳以上75歳未満のドライバーが免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けなければなりません。

規定の違反行為をしたら…

1 臨時に「認知機能検査」が実施され、「認知症のおそれあり」と判定された人は、専門医の診断が義務づけられます

■75歳以上のドライバーが、認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為(規定の違反行為)をすると、臨時に「認知機能検査」(臨時認知機能検査)が行われます。



■「臨時認知機能検査」で、「認知症のおそれあり」を示す「第1分類」と判定された場合、専門医の診断を受けなければなりません。

※75歳以上は、規定の違反行為をしたときの年齢。

「臨時認知機能検査」の対象となる違反行為(規定の違反行為)の例

- 信号無視 ■右側通行(逆走) ■「通行禁止」の道路の通行 ■合図不履行
- しゃ断機が閉じた踏切への進入 ■一時不停止 ■危険なUターンや進路変更
- 横断歩道通行中の歩行者の妨害 ■交差点右折時の直進車・左折車の妨害
- 優先道路や環状交差点内の通行車の妨害 ■徐行場所違反 ■安全運転義務違反

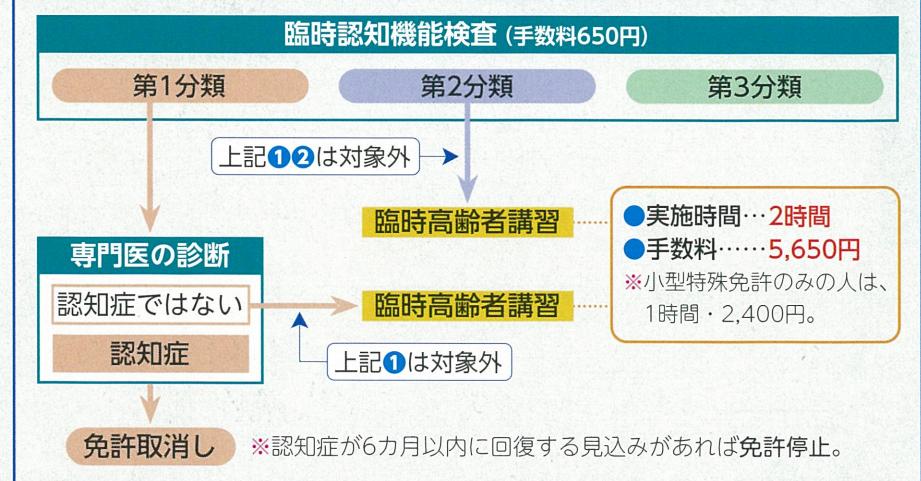
2 「認知機能検査」で「認知機能の低下」があった場合、「臨時高齢者講習」が実施されます

■「臨時認知機能検査」で、「認知症」や「認知機能の低下」のおそれを示す「第1分類」「第2分類」と判定された場合、臨時に実施される高齢者講習(臨時高齢者講習)を受けなければなりません。

■ただし、以下の人は、「臨時高齢者講習」の対象外です。

- ①直近に受けた「認知機能検査」の結果が「第1分類」の人
 - ②直近に受けた「認知機能検査」の結果が「第2分類」で、「臨時認知機能検査」の結果も「第2分類」の人。
- ※上記の「認知機能検査」は、「臨時認知機能検査」を含む。

規定の違反行為をした75歳以上のドライバーの手続き



※このチラシに掲載されている講習等の手数料は標準額です。(正式には都道府県の条例で定められます)

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●このリーフレットの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。(インターネット上の掲載を含む)

©SIGNAL 096102P1854・再生紙使用

道路交通法が改正されます

準中型免許が新設



75歳以上のドライバーの認知機能チェックが強化



(公財)群馬県交通安全協会

準中型免許

が新設されます!

1 「準中型免許」の新設により、 18歳から運転できる自動車の範囲が広がります

■ 現行の普通免許では車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転できますが、「準中型免許」は、**車両総重量7.5トン未満・最大積載量4.5トン未満**の自動車を運転することができます。

■ 受験資格は普通免許と同じ**18歳以上で、普通免許を受けなくても取得可能**です。

2 普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります

■ 「準中型免許」の新設に伴い、普通免許で運転できる自動車の**車両総重量・最大積載量**が**5トン未満・3トン未満**から**3.5トン未満・2トン未満**に引き下げられます。

■ これにより、改正後(平成29年3月12日以降)に取得する普通免許では、貨物輸送でよく使われる自動車の多くは運転できなくなります。

中型免許・大型免許は、改正前、改正後のどちらで取得しても、運転できる自動車の範囲は同じです

3 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません

■ 改正前(平成19年6月2日～平成29年3月11日)に取得した普通免許は、改正後、車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転することができる**5トン限定準中型免許**とみなされ、改正前に運転できた自動車を引き続き運転できます。

■ また、改正後に限定解除審査を受けて合格すれば、「準中型免許」に変更することができます。

※平成19年6月2日(中型免許の新設)よりも前に取得した普通免許は、平成19年6月2日以降、「8トン限定中型免許」に変更されている。(右図参照)

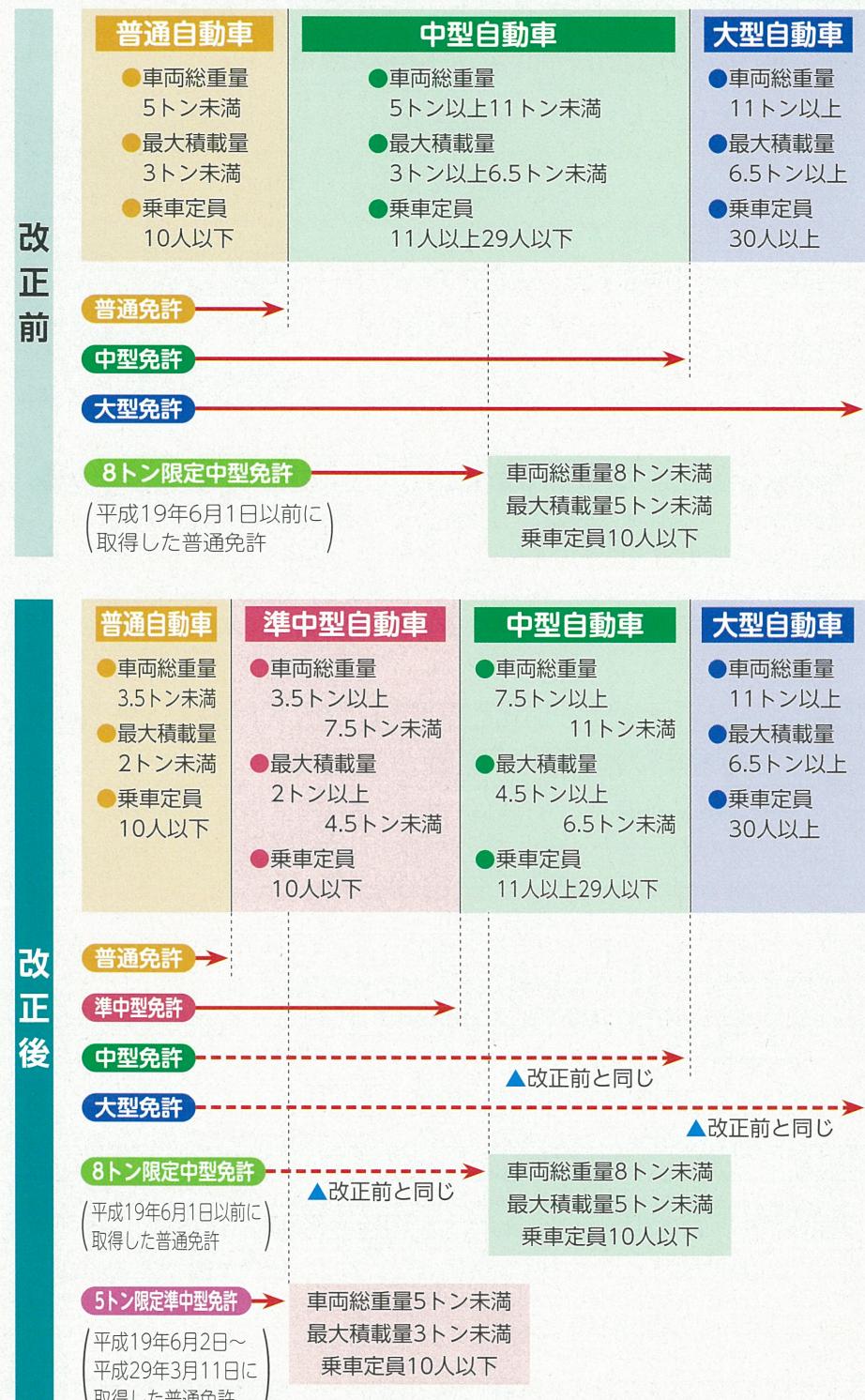
改正にかかる各免許の受験資格

改正前	◆普通免許	……18歳以上
	◆中型免許	……20歳以上で、普通免許または 大型特殊免許の期間が通算して2年以上
	◆大型免許	……21歳以上で、中型免許、普通免許または 大型特殊免許の期間が通算して3年以上
改正後	◆普通免許	……18歳以上
	◆準中型免許	……18歳以上
	◆中型免許	……20歳以上で、 準中型免許 、普通免許または 大型特殊免許の期間が通算して2年以上
	◆大型免許	……21歳以上で、中型免許、 準中型免許 、普通免許または 大型特殊免許の期間が通算して3年以上



改正にかかる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲

改正にかかる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲



※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分される。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分される。
※各免許では、上図で示した自動車のほか、小型特殊自動車と原動機付自転車を運転することができる。
※第二種免許の区分は改正後も従来通り普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車(バス・タクシーなど)を旅客運送のために運転する場合には中型第二種免許が必要。

準中型免許 準中型自動車 にかかる
その他の改正のポイント

1 初心ドライバーはマークを表示しなければなりません

- 「準中型免許」取得後1年に達しないドライバーは、準中型自動車を運転するとき、初心者マークを車体の**前面と後面に表示**しなければなりません。
- ※ 「準中型免許」取得後1年未満でも、普通自動車を運転するときはマークを表示する必要はない。
- ※ 普通免許を2年以上保有してから「準中型免許」を取得した人はマーク表示義務の対象外。



初心者マーク
(初心運転者標識)

2 「初心運転者期間制度」の対象になります

- 「準中型免許」取得後1年内に、違反をして**一定の基準**に達したドライバーには**初心運転者講習**が行われます。
- 初心運転者講習を受けなかった場合は、再試験が行われ、再試験で不合格になつたり、再試験を受けなかった場合は、免許の取消し処を受けます。



3 重度の聴覚障害がある人も「準中型免許」を取得できます

- 「準中型免許」は、**聴力が一定の基準に達しない人**も取得できます。ただし、聴力が一定の基準に達しない人が準中型自動車や普通自動車を運転するときは、以下の①②を守らなければなりません。
- ※ 聽力が一定の基準に達しない人…補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない人。



聴覚障害者マーク
(聴覚障害者標識)

- ① **聴覚障害者マーク**を車体の前面と後面に表示する。
- ② 車両の斜め後方にある死角を解消するために、乗用車の場合は車内に**ワイドミラー**を取り付け、貨物車の場合はサイドミラーに**補助ミラー**を取り付ける。

4 「高速国道での最高速度」は時速100キロです

- 「準中型自動車」が高速自動車国道を走行する場合の法定最高速度は、**普通自動車と同じ時速100キロ**です。



5 「反則金」「放置違反金」は中型・大型自動車と同じです

- 「準中型自動車」の反則金や放置違反金の額は、中型自動車や大型自動車と同額です。
- また、ドライバーが規定の違反行為を繰り返した場合などに自動車の使用者に命じられる「**自動車の使用制限**」の期間の上限も**中型自動車や大型自動車と同じ3カ月**です。

※このチラシに掲載されている写真的自動車はイメージです。
(実際の自動車の区分と厳密に合致するものではありません)